

『Well-Being ラボ』 実証事業業務委託

【公募型プロポーザル実施要領】

令和 8 年 9 月

古賀市建設産業部上下水道課

1 プロポーザルの概要

1. 目的

人材不足や行政需要の複雑化が進む中、職員のウェルビーイングや職員間の協働性の向上を通じて、自律的な業務改善活動の促進を図り、組織力の向上による持続可能な市民サービスを維持・提供できる組織の構築を目的とする。

本年度は、モデル部署における実証事業を民間事業者のノウハウを活用して実施し、業務改善活動が生まれる条件や成功要因を整理し、今後の展開可能性を検討するもの。

2. 業務概要

- (1) 事業名 『Well-Beingラボ』 実証事業業務委託
- (2) 履行場所 古賀市役所
- (3) 業務内容 「『Well-Beingラボ』 実証事業業務委託仕様書」(別紙1)のとお

※仕様書の内容は提案を受ける内容であり、審査決定後、受託候補者の提案内容をふまえ、市が求める要求水準を基に契約する。

- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年3月26日まで
- (5) 提案上限額 1, 100, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模(業務量)を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格の要件

1. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

- (1) 古賀市一般(指名)入札参加資格等に関する規程(平成9年4月告示第27号)第3条に規定する令和7年・令和8年度一般(指名)競争入札参加資格者名簿「物品・役務」その他役務に登録されている者であること。
ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者についても参加を認める。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱(平成18年3月告示第40号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

- (7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

3 スケジュール

1. 公募実施スケジュール（予定）は以下のとおりとする。
※提案の件数に応じて審査以降の日程を変更する場合があります。

項 目	日 時
プロポーザル実施の公表	令和8年9月10日（木）
質問書及び参加申込書提出期限	令和8年9月16日（水）16時まで（必着）
質問回答日	令和8年9月18日（金）までに回答
企画提案書等提出期限	令和8年9月29日（火）16時まで（必着）
書類審査	令和8年10月上旬（予定）
受託候補者選考結果通知	令和8年10月上旬（予定）
契約締結	令和8年10月中旬（予定）

4 提出書類等

1. 提出資料及び提出部数
次の(1)～(6)の書類を提出すること。

提出書類名		様式	提出部数
(1)	参加申込書	様式1	1
(2)	会社概要書	様式2	1
(3)	業務実績書	様式3	1
(4)	企画提案書 （業務実施体制・業務工程表を含む）	様式4及び 任意様式	1
(5)	見積書（積算内訳・積算根拠を含む）	任意様式	1
(6)	質問書（必要がある場合のみ）	様式5	1

※本プロポーザルに関する様式は、古賀市公式ホームページからダウンロードすること。

2. 企画提案書の任意様式
- ・企画提案書はA4判を基本とし、A3判の折り込みも可とする。
 - ・企画提案書のページ数に制限は定めないが、ページ数が多くなる場合は、目次及びページ番号をつけるなど、分かりやすいものとする。
 - ・企画提案書の末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。
 - ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
 - ・「『Well-Beingラボ』実証事業業務委託仕様書」（別紙1）の業務内容に沿った企画提案書を作成すること。
3. 提出方法
1. (1)～(6)で示す提出書類は書類（正本1部）及びデータ（PDF形式）にて提出すること。
書類は持参又は郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により古

賀市上下水道課へ提出すること。データが提出期限までに提出されていれば、書類の提出は後日でかまわないが、速やかに提出すること。

- ・ データはメールにより古賀市上下水道課へ提出すること。
- ・ 持参の場合は、開庁日の9時から16時までの間に持参すること。

4. 関係書類の提出期限

提出期限は「3 スケジュール」のとおりとする。

※提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

5 質疑応答

1. 質疑に係る提出様式

質問書（様式5）

2. 提出期限

「3 スケジュール」のとおり

3. 提出方法

電子メールによる

※電話、FAXによる質問には回答できません。

4. 提出先（古賀市建設産業部上下水道課）

E-Mail : josuidokanri@city.koga.fukuoka.jp

5. 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、参加申込書を提出したすべての者に対し、電子メールにて行うものとする。ただし、質問書の提出がなかった場合、回答は行わない。

6 受託候補者の選考について

受託候補者の選考は書類審査により実施する。

1. 書類審査

- ・ 書類審査は、事務局において定めた審査基準に基づき審査する。
- ・ ヒアリング・プレゼンテーションによる審査は実施しない。企画提案書に疑義がある場合は提出後に内容確認のため個別に連絡する。
- ・ 書類審査の結果は、企画提案書等を提出したすべての者に対し、様式1に記載された担当者の電子メール宛てに通知する。
- ・ 書類審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しないものとする。

7 契約に関する基本事項

1. 契約方法

各審査委員の合計点数の平均が、審査基準（別紙2）に定める最低基準点以上の者のうち、最も高かった者を受託候補者とし、契約締結に向け交渉するものとする。

また、交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

2. 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するもの

とする。

3. 契約日

契約日は、令和8年10月中旬（予定）とする。

4. 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

5. 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

6. 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

8 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1. 本実施要領で定めた様式、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
2. 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
3. 提出書類に虚偽の記載があった場合
4. 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
5. 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
6. 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

9 その他の留意事項

1. 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
2. 原則として提出された書類等は返却しない。
3. 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
4. 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
5. 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
6. 参加を辞退する場合は、すみやかに古賀市上下水道課へ連絡すること。
7. 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
8. 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

10 問い合わせ先（書類・データ提出先）

古賀市建設産業部上下水道課総務・上水道管理係 竹下・柴田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail: josuidokanri@city.koga.fukuoka.jp

電話: 092-942-1129 / FAX: 092-941-4046